

第5回 コーポレート・ガバナンス研究会 概要

一般社団法人 日本投資顧問業協会

開催日時・参加者

- 日時: 平成24年11月7日(水) 10:00-12:00
- 場所: 一般社団法人 日本投資顧問業協会
(日本橋茅場町・東京証券会館7階)会議室
- 参加者:
 - ゲストメンバー
 - 鹿毛雄二 ブラックストーン・グループ・ジャパン 特別顧問
 - 大場昭義 東京海上アセットマネジメント投信 社長
 - 研究会メンバー
 - 池尾和人 慶應義塾大学経済学部 教授(研究会 座長)
 - 上村達男 早稲田大学法学部 教授
 - 柳川範之 東京大学大学院経済学研究科・経済学部 教授
 - 湖島知高 一般社団法人日本取締役協会 事務総長
 - 山田俊浩 明治安田アセットマネジメント株式会社
コンプライアンス・オフィサー 兼 コンプライアンス・リスク管理部長
 - 岩間陽一郎 一般社団法人日本投資顧問業協会 会長
 - オブザーバー
 - 長尾和彦 一般社団法人日本投資顧問業協会 副会長専務理事

第5回 研究会の概要

研究会メンバーである早稲田大学上村教授より取締役制度についてのスピーチ及びその後の自由討論についての主な内容。

- 監査役設置会社と委員会設置会社
 - ✓ 委員会設置会社には執行役と取締役がおり、執行役の責任と取締役の責任が分かれている。他方で、監査役設置会社には執行役というのはいなくて、取締役と監査役がいるが、ここで取締役の責任といった場合に、代表取締役であれば代表執行担当者、専務であれば専務の部分の責任を示しており、それを取締役の責任と呼んできた。すなわち、「取締役の責任」とか「取締役の報酬」といった場合は、取締役の責任という名において執行責任あるいは、執行の報酬が論じられてきた。そうした意味では、委員会設置会社と監査役設置会社の基本的な構造そのものに大差はない。
 - ✓ 委員会設置会社の取締役会はモニタリングシステムだと良く言われるので、取締役会とは監督機関として位置付けられているのではないかと思ってしまうが、条文を見ると委員会設置会社でもすべての業務執行の決定権限は取締役会にあると書かれている。
- 平取締役と社外取締役
 - ✓ 取締役は監視・監督者だ、つまり取締役会の一メンバーにすぎないという考え方からすると、代表取締役というのは、代表執行担当者兼務取締役という位置づけで、専務取締役というのは、専務執行担当者兼務取締役である。他方で、平取締役とは、監視・監督のみを行う(経営者なのに経営をしない)。従って、これの独立性が強化されたものが社外取締役、あるいは独立取締役である。
 - ✓ 取締役とは、経営者ではなく、そもそも経営の監視・監督者だと初めから考えてしまえば、それは常に執行との兼務という問題になる。
- 多重代表訴訟制度について
 - ✓ 多重代表訴訟や代表訴訟に対して経済界がいろいろと懸念を持っている。この問題においては、これら制度だけを取り出してその適不適を論じただけでは済まないのは、最大のポイントが責任額にあるからである。過去の事例では、800億円とか300億円といった金額が乱舞している。そこで、議員立法によって年間報酬の6倍、4倍、2倍まで責任額を減免できるようになった。
 - ✓ しかし、個人的には、本来の責任額は、この6倍、4倍、2倍に近いと考えるので、これを正当化する構成をきちっとしていくことが必要である。この問題が放置されているため、経済界の代表訴訟に対する恐怖心や不信感があり、取締役の損害額に関する議論をしないで代表訴訟の話ばかりをするのは無責任ではないかと思う。

第5回 研究会の概要 — 2

- 受託者責任について
 - ✓ 日本において受託者責任という概念の中身が非常にあいまいである。実態的には民法上の注意義務と忠実義務であるという解説はあるが、日本の法律、条文の中には受託者責任という言葉はあまりない。一方、アメリカでは、エリサ法というものがあって、単に年金だけではなく、年金に関連するすべての法律に優先して及ぶ極めて強力な法律がある。
 - ✓ AIJ問題で信頼が低下したのを回復するためという話でいくと、本事案は、かなり特殊な犯罪行為であったといえる。一般的に受託者責任が全体で低下していったのか、ということもあるのでそこを底上げしていくことは大事である。しかし、今回の件は、かなり次元の違うレベルの問題が起きたわけで、受託者責任の全うという、みんなが少し努力のレベルを上げましょうという話とは異なると考えられる。
- 受託者責任と運用パフォーマンス
 - ✓ 低迷を続けたパフォーマンスの改善という問題もある。運用会社として信頼を得ようとする、パフォーマンスは改善していると短絡的に見せようとして、受託者責任を全うできなかったり、今回のような詐欺行為がでてくることになる。パフォーマンスの低迷が、基本的に市場環境が悪かったということが要因であるとする、この二つ(受託者責任の全うと低迷を続けたパフォーマンスの改善)は両方達成するのは結構難しい話なのではないか。
 - ✓ 本当はいい長期戦略をとる会社が、実は逆淘汰で短期戦略をとる会社に負けてしまうみたいなことが起こった結果、フィデューシャリー・デューティーが定着しないような状態になる。そうすると、短期戦略をとる会社を絶滅することができるか、絶滅することができなければ、できるだけ長期戦略をとる社と短期戦略をとる社の識別が何か可能になるような工夫をしていくことになる。
- AIJ事件等の再発防止について
 - ✓ 今回の事件では、詐欺にあった側も、外形的な証拠を積み重ねて、チェックする必要がある。どうしても目先にとらわれがちであるが、定性的な材料を集めることも重要である。
 - ✓ 今回の再発防止策の観点でいうと、信託銀行の役割がすごく拡大している。プレーヤーが監視役になっちゃったということなので、これは利益相反の最たる部分で、公正競争にものすごく影響がある。信託銀行が管理を専業としている会社であれば問題ないと思うが、多様な業務を併営している中では、利益相反を防止する仕組みが重要だと考える。